

暮らしのお知らせ

財政指標

令和3年度の結果を公表

令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します(左表)。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを目的に設けられています。

早期健全化基準を超える、財政健全化計画を策定するなど、財政運営上の制約を受けることになります。本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性が確保されています。

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.55	20.00
連結実質赤字比率	—	16.55	30.00
実質公債費比率	8.6	25.0	35.0
将来負担比率	99.4	350.0	—

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「—」の表記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「—」の表記

保われています。財政指標の概要

- 実質赤字比率…一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 - 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率
 - 実質公債費比率…一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
 - 将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
 - 資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
- 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。
- 令和3年度決算の概要は、広報なりた12月1日号に掲載する予定です。
- ※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

落ち着いた行動を

災害発生時の心得

- 職場や学校など、外出先にいるときに大規模な災害が発生すると公共交通機関を使って自宅に帰ることが難しくなります。
 - しかし、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあります。
 - また、路上や駅周辺で大規模な交通渋滞が発生すると、優先されるべき救助・救急活動の妨げになります。むやみに移動せず、落ち着いて次のような行動を心掛けましょう。
 - 自分の身の安全を確保する
 - 職場や集客施設などの安全な場所を待機する
 - 災害用伝言サービスを使って家族の安否や自宅の無事を確かめる
 - 交通情報や被害情報などを入手する
- 日頃から準備しておきましょう**
- 災害の発生を想定して、次のような備えをしておきましょう。

- 水・食料・常備薬(各3日分以上)、懐中電灯、マスク、消毒液、体温計、モバイルバッテリー、歩きやすい靴などを備える
 - 徒歩で帰宅する場合の経路を確認しておく
 - 事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておく
 - 携帯ラジオや地図を持ち歩く
- ※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

利用状況を確認します

固定資産に関する調査

市では、固定資産の適正な評価のため、土地の利用状況などの現地調査を行っています。

12月27日(火)までの調査期間中は、市が委託した調査事業者が固定資産の利用状況を道路から確認します。

調査員は腕章を着用し、調査員証を携帯しています。

調査範囲 Ⅱ下総・大栄地区
調査事業者 Ⅱ京葉測量(株)

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象は市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①)～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 55～64歳の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
- ⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上

に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり)は月額1万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)

助成期間は雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18カ月)

申請期限は9月30日(金)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

懐中電灯や反射材を

夜間の外出

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。散歩やジョギングなどで外出するときは、懐中電灯を携帯したり、光を反射するテープ・たすきを身につけた

りするなどの安全対策をして、交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

申請は期限内に

指定学校変更

区域外就学

市立学校の通学区域(学区)は住所地によって定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情がある場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が可能となる場合があります。

指定学校変更は市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める区域外就学は市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

令和5年度からこれらの制度の利用を希望する人は、11月30日(木)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。また、新小学1年生は就学時健康診断の通知書を持参してください。

部活動を理由とした指定学校変更の希望は9月30日(金)までとなります。なお、成田中学校では、部活動や通学距離を理由とする指定学校変更は受け付けできません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

思いやりを持った運転を

秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動が9月21日(水)～30日(金)に実施されます。重点目標は次の通りです。
○子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
○夕暮れ時と夜間の歩行者事故防止と飲酒運転の根絶
○自転車の交通ルール順守の徹底
一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある運転を心掛けることが大切です。家族で交通安全について話し合ってみましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めしています。口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。また、利用の際は振替時の残高不足に注意してください。

こんなときは連絡を

初めてくみ取りを依頼するときや引越などできくみ取りが必要・不要になったとき、預金者の名義や金融機関、世帯主を変更したときなどは環境衛生課(☎20・1531)に連絡してください。
※くわしくは同課へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

8月16日(火)～31日(水)

- 17日 中学生議会
- 18日 折り鶴平和使節団長崎訪問報告会
共生社会ウィークオープニング
セレモニー
千葉県市長会定例会(Web会議)
- 20日 PARA Beats!レガシーフェスティバル
首都圏中央連絡自動車道建設
促進期成同盟会・北千葉道路
建設促進期成同盟会要望活動
- 22日 印旛利根川水防事務組合関係
市町村会議
- 23日 公設地方卸売市場運営審議会
成田山みたま祭り盆踊り大会
- 24日 シルバーいきいき作品展表彰式
成田市中学校全国・関東大会
出場選手報告会
- 29日 世界少年野球親子野球体験教室開講式
世界少年野球Girls' Baseball
Clinic in NARITA
- 30日 全日本女子硬式クラブ野球選
手権大会表彰式
千葉県社会福祉審議会児童福祉
専門分科会施設部会(Web会議)
- 31日 議会運営委員会
定例記者会見



Girl's Baseball Clinicで(30日)

今月の納期限

9月30日(金)

- ①国民健康保険税(第3期)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③介護保険料(第3期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

意見を募集します

都市計画マスタープランの中間見直し

市では、まちづくりの方針を定めた都市計画マスタープランの中間見直しを行っています。見直しの素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所 〓 都市計画課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこつづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)

意見の提出方法 〓 10月17日(必着)までに、閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、

直接・郵送・FAX・メールのいずれかで都市計画課〒286-8605 花崎町760 FAX 22-4493 Eメール hikei@city.narita.chiba.jp。または電子申請サービス(https://s-kantan.jp/city-narita-chiba-u/offer/offerList_initDisply.action)からも提出できます。結果の公表 〓 市の考えと併せて市

ホームページなどで掲載

〓 くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

令和5年度分が決定

市立学校の教科書

市立学校で使用する教科書は令和4年度と同じものとなります。

また、小中学校や義務教育学校の特別支援学級で、一人一人の障がい状況に応じて教科書として使用できる一般図書は、県教育委員会の候補図書の中から119冊が選ばれました。

〓 くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

購入前に申請を

ごみ減量器具設置費補助金

市では、ごみ減量器具を購入する人に補助金を交付しています。交付を受けるには、購入前に申請が必要です。

補助額 〓 購入額の2分の1(100円未満の端数切り捨て)。上限は生ごみ処理容器1、500円・コンポスト容器5、000円・機械式生ごみ処理機5万円(騒音地域は補助額が割り増しされます)

申請・購入方法 〓 クリーン推進課(市役所5階)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html>)にある申込書に必要事項を書いて、直接または郵送で同課(〒286-8585 花崎町760)へ。後日郵送される購入券を持って市の認定を受けた販売店で購入してください

〓 くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

有効活用しませんか

農地中間管理事業

千葉県園芸協会では、農地を貸したい人と借りたい人を仲介する農地中間管理事業を行っています。

高齢で農作業が難しい、後継者がいないといった農業者から農地を借り受け、経営規模を拡大したい農業者などへの貸し付けを仲介しています。

希望する人は農政課(☎20・1542)へ相談してください。〓 くわしくは同課へ。

法の日と公証週間

無料法律相談

10月1日(土)は「法の日」、10月1日(土)～7日(金)は「公証週間」です。これに合わせて、無料相談会を行います。

司法書士法律相談

日時 〓 10月4日(火) 午前10時～午後3時

会場 〓 市役所2階202会議室

内容 〓 不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債務整理、成年後見など

問い合わせ先 〓 千葉司法書士会佐倉支部・白井さん(☎043・488・4633)

公証相談

日時 〓 10月7日(金) 午前9時～正午

会場 〓 法務局佐倉支局

相談員 〓 成田公証役場公証人

内容 〓 公正証書(遺言・任意後見契約・離婚に関する契約・私文書の認証など)の作成について

問い合わせ先 〓 成田公証役場(☎22・1035)

〓 電話での相談はできません。相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは各問い合わせ先へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 〓 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 〓 日本語、英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 〓 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

〓 防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス